第４号様式（第８条関係）

議　事　録

※用語の定義

条例:寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

規則:寒川町指定管理者選定委員会規則

会議名	令和７年度第７回寒川町指定管理者選定委員会会議
開催日時	令和８年３月27日（金）　午前８時59分～午前11時20分
開催場所	災害対策本部室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	《出席委員》 学識経験者〔条例第12条第３項１号〕 企業経営に識見を有する者〔規則第２条第１項第１号〕 公認会計士　【欠席】 社会保険労務士 行政運営に識見を有する者〔規則第２条第１項第２号〕 神奈川大学法学部教授 行政運営に識見を有する者 町職員［条例第12条第３項第２号、規則第２条第２項］ 深澤副町長（委員長） 青木企画部長（副委員長） 野﨑町長室長 三橋総務部長 菊地町民部長 宮﨑学び育成部長 小林健康福祉部長 原田環境経済部長 畠山都市建設部長 大川議会事務局長【欠席】 高橋教育次長 《対象施設の町職員》 岡野恵子（生涯学習課長）、山口明子（副主幹） 伊藤正治（総務課長）、平尾直樹（主査） 水越豊（スポーツ課長）、山仲規之（主査） 一島規子（健康づくり課長）、石黒忠（副主幹） 中澤栄子（福祉課長）、柏木翔（主査） 三橋健一郎（高齢介護課長）、山田真（主査） 芝崎雅恵（町民協働課長）、仲手川知佐（副主幹） 《対象施設の指定管理者の人事労務担当者》

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">《事務局職員》資産経営課
杉崎圭太(課長)、芳賀俊介（主査)、喜々津雪羽（主任主事）
亀山里緒（主事)、浅沼智也（主事）</td></tr>
<tr><td>議　題</td><td colspan="3">(1) 指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について
(2) その他</td></tr>
<tr><td>決定事項</td><td colspan="3">条例第12条第１項第２号の諮問に対する答申（調査審議）</td></tr>
<tr><td>公開又は
非公開の別</td><td>非公開</td><td>非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）</td><td>委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため
［規則第7条］</td></tr>
<tr><td>議事の経過</td><td colspan="3">〇開会

（杉崎課長）
皆さん、こんにちは。
本日はご多忙の中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和７年度第７回寒川町指定管理者選定委員会を開催させていただきます。
それでは最初に委員長であります、深澤副町長よりごあいさつをお願いいたします。

（委員長）
皆さまこんにちは。
外部委員の皆さまにおかれましてはご多忙の折、本委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
それでは早速ではございますが、本日の議題は、『指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価)』でございます。
町では平成28年度より、統一基準による指定管理者制度のモニタリング及び総括評価を実施しております。
本日は、本制度を導入しております全９施設について、１年間の管理状況の確認を行ってまいりたいと思います。
委員の皆さまには、忌憚のないご意見やご指摘を頂ければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（杉崎課長）
ありがとうございました。
それでは、議題に入ります前に、事務局より本委員会の委員構成について、確認事項として２点ご報告申し上げます。
まず、１点目といたしまして本委員会は議事内容により委員の構成を変更する形となっておりますが、本日は、「寒川町指定管理者の指定の手続き等に関する条例第12条第１項第２号及び、寒川町指定管理者選定委員会規則第４条別表」により、学識経験者の皆さまと、町職員による内部委員全員での会議開催となっておりますこと、予めご了承ください。
なお、本日、外部委員の１名が都合により欠席、また内部委員の大川委員も他の公務により欠席となっております。
また、寒川町指定管理者選定委員会規則第４条第４項の規定により、委</td></tr>
</table>

	員の過半数が出席されていますことから、本委員会は会議として成立していることをみなさまに、併せてお伝えいたします。 　続きまして、２点目でございます。 　本日の審議スケジュールにつきまして、先にお配りしておりますスケジュールのとおり、限られた時間での審議となりますため、各施設所管課の説明時間は５分とし、その後の質疑・回答時間を約 10 分として、１施設あたり、計 15 分程度でのご審議となりますので、よろしくお願いいたします。 　なお、審議にあたりまして、本日は、各施設の指定管理者の人事労務担当者にもご出席していただいておりますことを、併せてご報告させていただきます。 　それでは、これ以降は議題となりますので、委員長に議事進行をお願いしたいと思います。深澤委員長、よろしくお願いいたします。 **○議題　指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について** （委員長） 　それでは、早速ではございますが、次第に沿って進めてまいりたいと思います。 　議題の『指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について』ということで、審議を進めてまいります。 　最初に、モニタリング評価制度の概要と本日の議事の進め方について、事務局より説明をお願いします。 （事務局） 　寒川町では、統一ルールとして、指定管理者に対し、モニタリングを年2回、総括評価を年１回実施しております。 　このうち、本日の議題である総括評価につきましては、年間の事業計画などがきちんと履行されているかといった点に着目し、毎年度２月に１年間の管理業務を総括した評価を行うものでございます。 　モニタリング及び総括評価の実施にあたっては、各施設を２つの類型に分類しており、それぞれ、異なった実施方法をとってございます。 　類型Ⅰは、指定管理者の選定が非公募で行われた、もしくは、施設の設置目的から利用者等が限定されている施設でございまして、健康管理センター、福祉活動センター、ふれあいセンター、地域集会所が、これに該当します。 　対しまして、類型Ⅱは、指定管理者の選定が広く公募で行われ、かつ制限なく、どなたでもご利用頂ける施設でございまして、総合図書館・文書館、公民館３館、総合体育館及びパンプトラック、田端スポーツ公園、寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコートが、これに該当します。 　類型Ⅱでは、広く皆様にご利用いただいている施設であることから、町職員以外の目も入れるという意味で、外部モニターによる確認も行っております。 　さらに、類型Ⅱでは、指定管理者による一次評価を実施し、施設所管課による二次評価と合わせた二段階評価を行っております。 　評価制度の概要は、以上でございます。

	続きまして、本日の進行について、ご説明させていただきます。 本日のスケジュールは、配布しております委員会スケジュールに時間を掲載してございますので、そちらをご覧ください。 このあと、総合図書館・文書館より順次審議をお願いいたしますが、各施設の時間は、先ほど、申し上げましたとおり約 15 分を想定しております。 このうち、冒頭の 5 分以内で施設所管課より、施設及び評価の概要について特記事項のみご説明させて頂き、残りの約 10 分で質疑応答を行いたいと考えてございます。 今年度より委員に作成していただいた労務関係の確認項目を基に【労務チェックシート】を新たに設けております。 本日は、主に総括評価結果概要を見ていきながら、仕様書や事業計画書の内容がきちんと履行されているかといった点、また、所管課における評価が適正に行われているかといった点を中心に、忌憚なくご意見を頂戴できればと考えてございます。 また、会議冒頭に報告いたしましたが、本日は、人事労務関係のご質問にも対応できるよう、指定管理者の人事労務担当者にも同席して頂くことになっていますので、予めご承知おきください。 本日いただきましたご意見につきましては、取りまとめた後、町長に対して答申として提出し、各施設における来年度以降の事業計画等に反映させていきたいと考えてございます。 最後に、物価高騰に関する支援について、ご説明させていただきます。昨年は光熱費の上昇分を指定管理者と町で折半して対応しておりました。今年度につきましては、国から通知がありましたため、光熱費に水道料金と人件費を追加し、町が補填する形で対応しております。 事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。 （委員長） 事務局からの説明が終わりました。 それでは、本日の議事の進め方につきまして、事務局より説明がありましたが、委員の皆さまより、何かご質問・ご意見等はありますでしょうか。 ～「特に無し」との発言あり～ （委員長） それでは、スケジュールのとおり、順次、各施設の審議に移りたいと思います。 まず最初に、寒川総合図書館・寒川文書館です。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。 **〇寒川総合図書館・文書館** **～【総合図書館及び文書館　生涯学習課より説明】～** **質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する**

	調査審議　意見一覧』のとおりです。 ＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞ （委員長） 　続きまして、町民センター、北部文化福祉会館、南部福祉会館に関する説明を施設所管課よりお願いします。 **○町民センター、北部文化福祉会館、南部福祉会館** **～【公民館、北部公民館、南部公民館　生涯学習課より説明】～** 　質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議　意見一覧』のとおりです。 ＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞ （委員長） 　続きまして、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわに関する説明を施設所管課よりお願いします。 **○寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ** **～【総合体育館及びパンプトラックさむかわ　スポーツ課より説明】～** 　質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議　意見一覧』のとおりです。 ＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞ （委員長） 　続きまして、田端スポーツ公園に関する説明を施設所管課よりお願いします。 **○田端スポーツ公園** **～【田端スポーツ公園　スポーツ課より説明】～** 　質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議　意見一覧』のとおりです。 ＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

（委員長）
　続きまして、寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコートに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町営プール・寒川町営さむかわテニスコート
～【寒川町営プール・寒川町営さむかわテニスコート
スポーツ課より説明】～

　質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議　意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第 5 条第 2 号該当＞

（委員長）
　続きまして、寒川町健康管理センターに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町健康管理センター
～【寒川町健康管理センター　健康づくり課より説明】～

　質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議　意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第 5 条第 2 号該当＞

（委員長）
　続きまして、寒川町福祉活動センターに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町福祉活動センター
～【寒川町福祉活動センター　福祉課より説明】～

　質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議　意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第 5 条第 2 号該当＞

（委員長）
続きまして、寒川町ふれあいセンターに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町ふれあいセンター
～【寒川町ふれあいセンター　高齢介護課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議　意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

（委員長）
続きまして、寒川町地域集会所（12カ所）に関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町地域集会所（12カ所）
～【寒川町地域集会所（12カ所）　町民協働課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議　意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

（委員長）
各施設の管理状況の確認が終わりました。最後に全体を通じまして、もしくは、本モニタリング評価制度についてでも結構ですので、ご意見がありましたら、お願いいたします。

（委員）
指定管理者の自主提案等の積極性が乏しいと感じます。町としても横断的に連携してフォローアップが必要かとおもいます。指定管理者に丸投げにならないよう、町から提案していくのが良いかと思います。

（委員長）
ご意見ありがとうございます。
施設特性はあると思いますが稼ぐ力を発揮した上で、質の高いサービスを提供し、運営基盤として財政上の安定も確保しているというのもひとつの役割だと思います。そういった点を、今後指定管理期間の更新時に採点方法として反映していく方法もあるかと思います。事務局には今後の検討

	課題として受け止めていただきたいと思います。 　他にご意見ございますでしょうか。 （委員） 　就業規則について、事業所単位で作成することが原則となっていますが、指定管理をしている施設はひとつの事業所となるのでしょうか。指定期間が短期的なので、本社の就業規則を用いているところが多いですが、他の地域等どのように考えているのか確認をしていただきたいです。 （委員長） 　ご意見ありがとうございます。 　指定管理期間は基本5年間となっているので、事業所単位で作成して所轄へ出すのもひとつの考えです。 （委員） 　5年間であれば、1事業所として所轄へ提出すべき期間だと思います。1・2年と期間が短いのであれば、なくても良いと思います。 （委員長） 　他にご意見等ございませんでしょうか。 （委員） 　公の施設なので、平等に開かれているのも重要ではありますが、それぞれの施設の特徴を生かしてメリハリがあってもいいと思います。 （委員長） 　ご意見ありがとうございます。 　社会的な情勢をみながら、町としても考えていかないといけない部分だと思います。 　他にご意見等ございませんでしょうか。 （委員） 　指定管理の制度自体がサービスの向上が目的であるのに、単純なコスト削減になりがちです。人材不足や物価高もあり、民間企業からの提案をしにくいところが指定管理制度の難しさを感じました。 　町側も課題ではあるので、一緒に改善策を考えていただきたいと思います。 （委員長） 　ただ今、指摘された事項については、次に活かしてまいりたいと思っています。 　他に無いようでしたら、最後に本日皆様から頂きましたご意見については、取りまとめを行ったうえで、本選定委員会からの意見ということで、町長に対し答申を行う予定ですが、その取りまとめにつきましては、事務局作成のうえ、私（委員長）に一任して頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。

	～同意あり～ **〇その他** （委員長） ありがとうございました。それでは、次第、３のその他ですが、まず、委員のみなさんから何かありますか。 ～「特になし」の声あり～ 続きまして、事務局から何かありますでしょうか。 （杉崎課長） 事務局から総括評価結果に係る今後のスケジュールについて、ご案内いたします。 本日、皆さまから頂戴いたしましたご意見につきましては、先程、委員長からもございましたとおり、とりまとめを行いまして、町長に対し答申として提出する予定でございます。 答申の内容につきましては、各施設所管課において速やかに対応し、今後の管理業務もしくは、次年度の事業計画等に反映させていきたいと考えてございます。 また、総括評価の結果につきましては、年度が明けた５月に年度報告書が指定管理者より提出されますので、それを以て確定し、その後、町議会へ報告の後、ホームページ等で公表してまいりますので、よろしくお願いいたします。 **〇閉会** （委員長） それでは全ての議事が終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。 （杉崎課長） 本日は長時間にわたり、ありがとうございました。これをもちまして、令和７年度第７回指定管理者選定委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。
配付資料	・総括評価資料（総括評価票及び添付資料） ・指定管理者制度導入等に係る基本方針 ・寒川町　指定管理者制度に関するモニタリング評価について ＊寒川町情報公開条例第５条第２号の規定により、各施設の総括評価票に添付した資料については、非公開としています。

議事録承認委員及び議事録確定年月日	委員長　深澤　文武　　（令和８年３月 31 日確定）